

市県民税、所得税の申告について

平成23年度(平成22年1月から12月末までに得た所得)の申告受け付けは、土・日曜日を除く2月16日(水)から3月15日(火)までです。ただし、休日は2月20日・27日の日曜日に限り、竜ヶ崎税務署、市役所とも相談・受け付けを実施します。

受け付け…市保健センター研修室(2階) 午前8時45分～午後4時
※2月20日(日)および27日(日)は午前8時45分～午後3時

奥野地区は次の日程で出張受け付けを行います。

受け付け…奥野生涯学習センター 午前9時30分～正午、午後1時30分～4時
・2月1日(火)…奥原町、井ノ岡町、小坂町、福田町にお住まいの方
・2月2日(水)…久野町、正直町、島田町、桂町にお住まいの方

◆申告が必要な方

① 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方

② 給与所得者で、「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方

③ 給与所得者で、給与のほかに所得のあった方、または2力所以上から給与を受けた方

④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、および2力所以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方

⑤ 医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方

⑥ どなたの扶養にも入っていない方
※国民健康保険税、介護保険料の算定や各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

◆申告に必要な物

① 源泉徴収票(給与・年金など)、印鑑、所得税還付の場合の口座番号(申告者名義)

② 事業所得、不動産所得の収支内訳書
③ 控除証明書や医療費の領収書(国

民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の補てん金額など)

◆注意事項

1 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、また初めての事業所得などの申告で収支内訳書を作成される方、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告は、市の会場では受け付けできませんので税務署に申告してください。

2 申告会場は大変込み合います。前もって次のことを願います。
・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
・医療費控除を受けようとする方は、治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成22年中であることを必ず確認)し、合計金額を算出して持参してください。(介護老人施設などにおいて提供を受ける施設サービス等の費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額

を明確にしておいてください)
3 確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

4 申告期間の初めと最後の1週間のは会場が大変込み合い、お待ちいただく時間が長くなりますのでご了承ください。

《市県民税(住民税)の住宅ローン控除について》

所得税の住宅ローン控除を受ける方で、平成22年分の所得税から控除しきれない額がある方は、翌年度の市県民税(所得割)から控除できます。毎年市町村へ提出する必要があります。あつた「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」は提出の有無を選択することができます。提出しなくても控除が受けられるようになります。(平成22年度から)

控除を受けるための手続きは、年末調整または確定申告で必要書類を添付することで市県民税にも反映されます。ただし、平成22年中に入居の場合は、控除を受ける最初の年に限り確定申告が必要となります。(給与所得者に限り、翌年以降は年末調整で控除が受けられます)

※平成19年・20年中の入居の場合は所得税控除のみとなっています。

問い合わせ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303(自動音声案内)、市税務課 ☎内線1056～1059